

令和4年度事業計画

公益財団法人国際人材育成機構

令和4年度事業計画

はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、人づくりを通じ、我が国の社会と産業の健全な発展に寄与すること、また、開発途上国の経済発展に寄与することを理念に掲げ、東南アジア等からの青年を受入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3事業を柱に実施し各派遣国から評価されてきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、我が国及び派遣国の出入国制限等により、直近2年間は厳しい制約の下での事業実施となったところである。本年度においては、我が国及び各派遣国の出入国に係る基準に則り、感染症対策と両立する社会経済活動の継続に向け、いわゆるウィズコロナ、ポストコロナの視点を踏まえて、政府の特定技能外国人受入を含めた、外国人材活用施策に協力して、積極的に事業展開を図っていくこととする。

なお、本年度は中期事業計画の第2年度にあたることから基本理念に則り、費用構造改革、人事制度改革、基幹業務システムの再構築等を着実に進め、これまでの非常に困難な状況下での事業環境からの脱却を図りつつ、内閣府からの指導事項の改善を継続してコンプライアンスを重視した事業を実施する。

記

1 実習生受入事業及び職業紹介事業

開発途上国の若者の人材育成等のため、インドネシアをはじめとする各派遣国と連携して実習生受入事業を実施する。本年度の技能実習生（以下「実習生」という。）の年間受入数は入国制限措置等による隔離施設、トレーニングセンターの利用方法等を勘案して、受入可能限度に応じて実習生を受け入れる。

- (1) 実習生受入に係る各種申請手続き等の支援

実習生として安全に入国し、適切に技能実習を行うためにPCR検査等を含む健康状態の把握、必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請、駐日大使館への在留届等の手続支援を行う。

なお、帰国困難となった実習修了生等に対して、必要な帰国支援を行う。

(2) 実習生に対する講習の実施

ア 入国前講習

派遣国が実施する入国前講習について、現地駐在員事務所と各派遣国労働省等との連携を更に強化し、各国の新型コロナウイルス感染状況を勘案しながら実施できるよう支援する。

また、長期入国待機者にはオンラインでの補習を当機構のトレーニングセンターからも適宜実施する。

イ 入国後講習

入国直後の実習生を対象に、当機構のトレーニングセンターと新たに確保する隔離施設を活用して、コミュニケーション能力向上のための日本語、生活一般の知識、入管法・労働関係法令等の実習生の法的保護に必要な情報、安全衛生教育等について対面講習とオンライン講習を併用しながら、感染防止対策を講じて1月間の入国後講習を行う。

また、新規入国の実習生及び在留中の実習生を対象に、受入企業の要請に応じて特別教育(学科)を実施する。

(3) 実習生等の外国人材を受け入れている企業(以下「受入企業」という。)に対する支援及び指導

ア 受入企業が、技能実習制度及び特定技能制度等を適正に理解して、円滑な運用と制度の活用ができるように、受入企業の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員に対する研修の実施や、マニュアルの配布などを行う。

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、受入企業と当機構が共通の認識を持ち、受入企業懇談会及び技能実習・生活指導員懇談会の開催を検討する。

イ 適正な実習環境の整備

実習生の受入企業を1月に1回以上の頻度で訪問し、適切な助言と指導を実施する。

また、実習生の職種・作業に応じた技能講習の受講を計画し、受入企業における必要な資格取得を支援する。

ウ 監査の実施

実習生の受入企業において、認定計画どおりに技能実習が行われているか、3月に1回以上の頻度で定期監査を実施する。また、認定計画の取消しの可能性がある場合は直ちに臨時監査を実施する。

(4) 実習生と特定技能外国人等への支援と保護

当機構の監理下にある、実習生や特定技能外国人等からの申告・相談に応じる体制を整備する。特に人権侵害行為を受けた者がいれば保護するなどし、引き続き実習生や特定技能外国人等が在留資格に基づく活動を継続できるように支援する。

(5) 実習生への福利厚生

ア 実習生休日の集い

年1回、各地区別に実習生が一堂に集い、交流を深めるとともに、日本の文化に親しむこと、また、安全衛生大会の同時開催により、労災防止、防災の備え、交通事故防止などを教育し、実習生の福利の増進を図るために実習生休日の集いを開催する。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のための行政上の措置がある場合には、安全衛生大会等の開催に代え、効果的な代替企画を実施する。

イ 作文コンクール・ポスターコンクール

実習生の日本語能力の向上を図ること等を目的に、「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施する。多数の応募を奨励するため、企業訪問指導時に作文指導を行う。

併せて、年2回の日本語能力検定試験の案内を実習生に通知し、受験奨励を行う。

また、労働災害の防止を意識づけることを目的に、安全衛生標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施する。

ウ 実習生向け広報誌「みんなのひろば」の発行等

実習生の日本語能力の向上、日本の文化や習慣に関する知識の習得、健康や生活に必要な知識の習得、実習生への必要事項の伝達等を目的とした広報誌「みんなのひろば」を発行し受入企業に配布するほか、周知事項をホームページ上に掲載する。

また、職場や地域で日本人と実習生又は実習生同士が交流するきっかけづくりに寄

与することを旨す。

エ 実習生のメンタルヘルスケア

実習生の相談に迅速に助言指導するため、各派遣国出身者をカウンセラーとして委嘱し、母国語による電話相談を実施する。また、本部に設置しているフリーダイヤル電話により、本部職員により母国語による相談に応じる。

(6) 帰国実習生に対する就職支援

帰国実習生の就職促進については、派遣国労働省主催の集団就職面接会及びオンラインによる就職面接会開催の支援をする。また、帰国後の就労状況の定期的な調査を行うと共に、帰国実習生の起業による雇用機会の創出のため、各派遣国で帰国実習生の組織化等の支援をする。

なお、帰国後の起業及び就職活動等に資するため、技能実習3号期間中に通信教育「チームリーダー育成講座」の受講を勧奨する。

(7) 広報誌の発行

当機構の取り組みを広く周知するため、広報誌「With IM (ウィズ・アイム)」を発行し受入企業、関係団体等に配布する。また、ホームページで一般公開し、職場や地域における技能実習制度及び特定技能制度に対する理解促進を図る。

また、派遣国の風習の理解を進め、実習生の日本での生活を支援するため、受入企業等に派遣国の休日・行事を記載したカレンダーを作成し配布する。

(8) 実習生受入事業に係る職業紹介事業の実施

実習生候補者と受入企業との間の技能実習職業紹介を実習生候補者が賃金、仕事内容等を理解して雇用のミスマッチを生じさせないよう適正に実施する。

また、受入企業と実習生候補者とのオンライン面接の機会を設ける。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 調査・研究及び資料の提供

派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を調査収集し、海外投資情報を広報誌「With IM (ウィズ・アイム)」及びホームページ上に掲載し、会員企業、関係機関、関係団体に配布等する。

(2) 海外進出に関する相談・情報提供

会員企業等からの派遣国への海外進出の相談等については、最新の派遣国の経済・労働環境の情報提供、派遣国関係政府機関の紹介を行う。

(3) 講演会等の開催

派遣国の在日大使館、労働省等から講師を招いて開催する、受入企業、海外進出を検討している企業等を対象とする講演会（セミナー）については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、実施を検討する。

(4) 現地訪問団の派遣

現地訪問団の派遣については、我が国と各派遣国の新型コロナウイルスの感染状況及び出入国制限措置の状況を踏まえて、実施を検討する。

3 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業は、我が国と派遣国の新型コロナウイルスの感染状況及び入国制限措置の状況を踏まえて、派遣国からの高校生の日本への招聘の実施を検討する。

4 建設・造船就労者受入事業及び無料職業紹介事業

我が国の建設需要に的確に対応するため、令和5年3月末までの時限措置として実施している建設・造船就労者受入事業については、本年度が最終年度となるため、適正な在留管理の実施と受入企業の指導を行うとともに事業終了の手続きを行う。

5 特定技能外国人受入事業及び無料職業紹介事業

新たな外国人材の受け入れのための特定技能制度については、我が国の外国人材活用施策に協力し、また、会員企業及び技能実習2号・3号を終了した実習生等のニーズに応じるため、できる限り早期に、改正入管法に規定する「登録支援機関」として、母国語によるガイダンス、その他必要な支援及び無料職業紹介を行うことにより、会員企業及び特定技能外国人に対して就労支援を実施する。